

新型コロナウイルス感染症による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆さまへ

社協では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などで当座の生活費を必要とする世帯への緊急貸付(特例貸付)を行っています。**現在は感染防止策として、申請は郵送での受付としております。**なお、特例貸付は生活保護受給世帯及び債務整理中の方は利用できません。**受付期間は令和3年6月末まで**となっています。

地域福祉係 ☎385-1234

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

● 緊急小口資金【特例貸付】

貸付限度額：1世帯につき20万円以内
(1回のみ)

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期間：据置期間終了後2年以内

貸付利子：無利子

申請から入金まで：おおよそ10日程度

● 総合支援資金【特例貸付】

貸付限度額：単身世帯 月15万円以内
2人以上 月20万円以内

貸付期間：原則3か月

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期間：据置期間終了後10年以内

貸付利子：無利子

申請から入金まで：おおよそ1か月程度

<申請から貸付決定・償還までの流れ>

申請書の入手・記入

<入手方法>

- 北海道社会福祉協議会ホームページよりダウンロード
- 江別市社会福祉協議会へ電話

添付書類の準備

- 身分証明書のコピー(健康保険証・運転免許証 等)
- 世帯全員の住民票
(マイナンバーが記載されていないもの)
- 通帳またはキャッシュカードのコピー

申請書を提出(江別市社会福祉協議会へ郵送)

審査・貸付決定・送金(北海道社会福祉協議会)

措置期間(1年以内)

償還開始

令和3年3月末までに新規申請した総合支援資金(特例)については、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加の貸付を申請することができます(延長貸付)。

また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付の申請をすることができます。

江別市の自立相談支援機関は「くらしサポートセンターえべつ」となります。生活困窮者自立支援法に基づく相談機関として、「[住居確保給付金](#)」の受付も行っています。住居確保給付金についてはくらしサポートセンターえべつ(☎375-8987)へお問い合わせください。